

『生徒会活動』

○生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は愛知県立春日井東高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校における生活、勉学の充実、向上につとめ各学年及びホーム・ルーム活動の連絡調整をはかることを目的とする。本会はけやき祭、球技大会、募金活動を企画・運営する。

第3条 本会の会員は、本校の全生徒とする。

第2章 生徒議会

第4条 生徒議会は第2条に定める活動について審議する機関である。

第5条 生徒議会は各ホーム・ルームから選出された正副室長によって構成される。
以下これを議員とよぶ。

第6条 議員の任期は前期、後期にわけ、前期は4月～9月頃、後期は10月頃～3月とする。

第7条 生徒議会は、生徒会執行部の計画により、適宜開催するものとする。

第8条 生徒議会は議員総数の2/3以上の出席により成立する。ただし、10月以降の3年生議員の出欠は定足数より除外することができる。

第9条 正副議長は議員の中から選出され、議会の司会進行を任い、円滑な運営を計る。

第10条 議員が役員又は正副議長となった場合、そのホーム・ルーム内で欠員を埋めることができる。

第3章 役員会

第11条 本会に次の役員をおき役員会を構成する。

会長 1名 生徒会を代表して会務を遂行する。

副会長 会長を補佐し、会長が任務を遂行できない場合、この代行をする。

書記 会議や活動の経過を記録し、記録の保管、報告を行う。

会計 募金活動の出納の記録、計算、管理を行う。

広報 生徒会の活動状況を報告・発信する。

この他に運動正副委員長、文化正副委員長を役員とし、役員会に加える。
なお会長以外の役員の定数は原則として1名だが場合に応じて複数定めることもできる。

第12条 会長の選挙に関する選挙管理は生徒会長選挙規定により、選挙管理委員会
がこれに当たる。

第13条 副会長、書記、会計、広報、議長、副議長は議員及び前任の役員によって

互選される。

第14条 役員は校長の認証を経てその任にあたる。

第15条 役員の任期は第6条に定める議員の任期と同じとする。

第4章 特別委員会

第16条 議会は行事運営の必要に応じて、特別委員会を設置する。特別委員会の委員は議員及び前任の役員がこれに当る。

第5章 運営

第17条 会員は相互に協力して生徒会の活動を推進する。

第18条 本会には顧問をおき活動及び運営はその指導助言のもとに行われる。

第19条 本会の全ての活動及び運営は校長の承認のもとに行われる。

○生徒会長選挙規定

第1条 生徒会長は原則として会員の投票により選出される。

第2条 選挙管理委員は会長選挙に関して次の事務を行う。

1. 選挙告示をする。
2. 投票用紙を作成し、開票及び結果の発表をする。
3. その他選挙に関する必要事務を行う。

第3条 投票は無記名投票とし、最多得票者を当選とする。

第4条 立候補者が1名の場合、会員による信任投票を行い有効投票数の過半数を得たとき、信任とする。

第5条 第4条に示す立候補者が不信任となった場合、もしくは一定の期間内に立候補者がなかった場合、議会は議員間の互選により、会長候補者を指名する。この候補者について、いまいちど第4条に基づく信任投票を行う。

第6条 第5条をまってもなお会長が選出できなかった場合議会は議員間の互選により、会長を選出する。

第7条 選挙管理委員は各ホーム・ルームより1名選出され、任期は一年とする。

第8条 選挙管理委員会によって認定された会長は校長の認証を経てその任にあたる。

○生徒議会議事運営規定

第1章 総則

第1条 愛知県立春日井東高等学校生徒議会の運営については、生徒会会則に定める事項の外にこの規定を設ける。

第2章 議長・副議長

第2条 正副議長は公平の立場により議決権を有さない。

第3条 議長は議会の開会、閉会を宣言する。

第4条 出席議員が定足数に満たないとき、議長は流会を宣言しなければならない。

第5条 議長は議決において、賛否同数の場合、最終決定権を持つ。

第6条 議長は議事進行の妨げとなる行為をしたものに対して、退場を命ずることができる。

第7条 副議長は議長を補佐し、議長欠席の場合これを代行する。

第8条 議長が発言する場合、副議長はその職務を代行する。

第3章 議事運営

第9条 議員は議題の不審点について質問することができ、議案提出者はそれに對し答弁する。

第10条 議長が質問事項なしと認めた場合、直ちに討議に入る。

第11条 発言者は議席より挙手し、議長の許可を得たのち、発言する

第12条 議員の発言がまだ尽きない場合でも議員は討議の終結動議を提案することができる。

第13条 採決

1. 討議の終結動議は支持者が1名以上ある場合、直ちに終結動議の採決を行う。
2. 議長は採決する場合、議題を議会に宣言しなければならない。
3. 採決の方法は原則として挙手とするが、場合により議長は記名、無記名投票を採用することができる。
4. 議員は採決の更生を求めることはできない。
5. 採決が終わったとき議長はその結果を宣言する。
6. 採決は出席議員の過半数をもって可決とする。過半数に満たざる場合、議長は再度討議を行う。

第14条 議員はホーム・ルームの意見を議会に反映させ、議会の決議事項をホーム・ルームに報告しなければならない。

第15条 議員は議会において行なった発言及び評決について議会外でその責任を問われることはない。

第16条 傍聴者は発言権、議決権を有さず議会の進行を妨げるような行為をしてはならない。